

壱岐市立一支国博物館実習実施要領

1 目的

学芸員資格取得のための博物館実習の受入を行ない、博物館職員の養成に寄与するとともに、壱岐市立一支国博物館（以下「博物館」という）、長崎県埋蔵文化財センター（以下「センター」という）及び原の辻遺跡の周知を図る。

2 実施期間

8～9月中及び12～1月中（夏季休業・冬季休業）の5日間を基本とする。

3 実施場所

博物館、センター、原の辻一支国王都復元公園

4 実施方法

(1) 大学が行なう学芸員の資格取得のために必要な単位取得のためのカリキュラムを実施する。

(2) 受入人数

若干名とする。

(3) 応募条件

①大学もしくは大学院に在籍する者

②博物館学芸員資格取得のために実習が必要な者

③「博物館概論」を履修済の者

(4) 次のことについては、壱岐市文化財班および博物館（指定管理者）が主体となって実施し、センターが協力する。

①カリキュラムの作成

②実習の実施（指導）

②大学等への広報

④実習生の受入

(5) 次のことについては、壱岐市文化財班が行なう。

①実習に係る大学との連絡調整及び事務手続き等

②修了証の発行

(6) 問い合わせや受付窓口業務は、指定管理者が行う。

(7) 実習費用は有料とし、指定管理者の収入とする。

金額については別途定める。

5 申込み及び決定方法

受付実習希望者は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、期限までに大学を通して申込む。応募者多数の場合は、選考のうえ決定する。

6 その他

その他必要な事項については運営定例協議会で協議する。

博物館実習様式1

令和 年 月 日

老岐市立一支国博物館 館長 様

大学所在地
大 学 名
代表者職氏名
電 話 番 号

印

博物館実習申込書

下記の者について、博物館実習の申し出がありましたので、適当と認め必要書類を添えて申し込みます。

記

氏 名	性別	学 部	学 科	学 年
専 攻 科 目 (卒業論文テーマ等)				
(特記事項)				

※1 代表者は学長又は学部長とし、学長又は学部長印を押印すること。

※2 特記事項欄には、実習希望者についての大学の意見を記入すること。

博物館実習様式第2号

博物館学芸員実習希望理由書

大学	学部	年	氏名
学芸員資格を取得する理由			
老岐市立一支国博物館で実習を希望する理由			
大学での研究内容と将来の目標			

博物館実習様式第3号

博物館学芸員実習生調査票

ふりがな 氏 名			写真 5cm×4cm
生年月日			
大学・学部名			
学科名		年	
実習中連絡先 Tel (携帯) (E-MAIL)等	Tel (携帯) (E-MAIL)		
現住所 Tel	〒 Tel () -		
保護者住所	〒 Tel () -		
実習中の居住地および通勤方法 通勤時間 分			
資格及び取得見込資格			
趣味および特技			
彦根市立一支国博物館 館長 様 博物館実習にあたりまして、貴館が定める博物館実習生受入要綱を遵守し、貴館に一切の迷惑をおかけしないことを誓約いたします。 実習希望者 氏名 印			

博物館実習様式4

文書記号番号
令和 年 月 日

様

老岐市立一支国博物館
館長 須藤正人

博物館実習生の受入決定通知書

先に申し込みのありました博物館実習について、下記のとおり受け入れを決定しましたので通知します。

記

- 1 受入実習生の氏名
- 2 実習の時期及び期間 月 日 から 月 日まで (日間)
- 3 実習中の留意点

博物館実習様式5

文書記号番号

博物館実習修了証明書

氏名

大学・学部・年次

住所

上記の者は、博物館実習を修了したことを証明する。

令和 年 月 日

老岐市立一支国博物館

館長 須藤正人 印

壱岐市立一支国博物館実習生受入要綱

1 目的

この要綱は、博物館法施行規則第1条に掲げる博物館実習を大学から壱岐市立一支国博物館(以下「博物館」という)での実施要請があった場合、実習生を受け入れる際の基準を定めることを目的とする。

2 対象実習生

博物館実習希望者の在籍する大学で定めた学芸員資格取得に係る修得単位、学年等必要条件を満たす者とする。また、大学において科学館で博物館実習するために必要な教科を履修し、その単位を取得している者に限る。

3 受入人数及び期間

実習生の受入は年度内を通し若干名とする。実習生1人当たりの実習期間は原則5日間内とし、同一期間に4名以上が重複する受入は行わない。

4 申請手続き

実習生が在籍する大学は、希望者の氏名、学部等を記入した博物館実習申込書(様式第1号)、に博物館学芸員実習希望理由書(様式第2号)を添えて、博物館長に提出する。提出期間は年度ごとに定めるものとする。

5 受入実習生の決定及び通知

博物館長は、提出された博物館実習申込書等により受入の可否を決定し、その結果を文書で大学に通知する。その後、受入を決定した実習生に対しては、博物館学芸員実習生調査票(様式第3号)を提出させるものとする。

6 実習内容

実習生の実習内容は、実習生並びに大学からの要望及び要請等を考慮し、決定する。

7 実習場所

博物館内(長崎県埋蔵文化財センターも含む)および原の辻一支国王都復元公園(以下「復元公園」という)とする。ただし、実習の内容により、別に場所を指定して実習を行うことがある。

8 実習時間

実習時間は、博物館職員の勤務時間に準ずる。

9 証明書の発行

博物館実習を終了した者に対しては、大学の指定書式に基づき、博物館長が証明書を発行する。

10 経費負担

博物館は、実習生への報酬、交通費、宿泊費等の一切の経費的負担を行わない。

11 賠償責任

実習生が実習中に被った事故及び災害については、業務内外の別を問わず、博物館(長崎県埋蔵文化財センターを含む)および王都公園の設置者また管理者は一切の責任を負わない。また、実習生に起因した事由により、博物館(長崎県埋蔵文化財センターを含む)および復元公園が損失または損害を受けた場合には、実習生並びに大学が連帯してこれを賠償しなくてはならない。

12 受入事務

実習生の受入及び実習等に係る事務は、壱岐市教育委員会文化財課が行う。

13 附則

- (1)この要綱に規定していない事項は、その都度、博物館館長が決定する。
- (2)この要綱は、平成22年3月14日より実施する。